

【メルマガ 4 月号】新型コロナウイルス関連情報、領事窓口業務の一時的変更

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 185 号（2020 年 4 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事通信 HP 掲載・総領事館公式 SNS
- 2 領事情報
  - (1) 新型コロナウイルス関連情報
  - (2) 領事窓口業務の一時的変更のお知らせ
  - (3) 日本年金機構に提出する在留証明書の取扱いについて
  - (4) 領事手数料の改定お知らせ(4月1日から)
- 3 犯罪対策（新型コロナウイルス関連詐欺）
- 4 日本文化関連行事【中止・一時閉鎖】
- 5 休館日のお知らせ（4・5月）

\*\*\*\*\*

1 総領事通信 HP 掲載・総領事館公式 SNS

第 11 回 オーストラリアの新型コロナウイルスへの対応（3 月 25 日掲載）

今、新型コロナウイルスへの対応は世界全体の課題であり、日々状況が変化中、当館では、豪州の新型コロナウイルスへの対応をはじめ邦人の皆様に影響を与える情報を日本語で広く発信しています。今回は、これまでの豪州の新型コロナウイルスへの対応について説明するとともに、仕事の中で感じたことを皆様にお伝えします。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya\\_11newsJ%20.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_11newsJ%20.pdf)

第 10 回 ダーウィンと日本（その 2）：ダーウィン空爆からイクシス LNG プロジェクトへ（3 月 6 日掲載）

2 月にダーウィンを訪問し、ダーウィン空爆関連行事に出席したほか、イクシス LNG プロジェクトの視察、現地在住の方々との意見交換を行いました。ダーウィンや北部準州、そして豪州と日本との関係の新たな側面を紹介しながら、両国関係の将来について考察します。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/about\\_consul\\_generals\\_newsletter.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_consul_generals_newsletter.html)

<総領事館公式 SNS：新型コロナウイルス最新情報更新中>

総領事館の行事や日本関連のイベント、日本の観光情報等の他、Twitter と Facebook では新型コロナウイルスに関する最新情報を発信しています。

紀谷総領事公式 Twitter：<https://twitter.com/CGJapanSydney>

総領事館公式 Facebook：<https://www.facebook.com/CGJSYD>

総領事館公式 Instagram：<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

## 2 領事情報

### (1) 新型コロナウイルス関連情報

豪州政府は、新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため、3月15日に豪州史上初めて国家内閣を立ち上げるなど、海外からの渡航者の入国制限、厳格な自己隔離措置、集会の制限、国内旅行の制限、レストラン等の社会的な集会に係る場所の制限など連邦政府と各州・地域政府が一体となって各種の措置を実施しています。

在留邦人・渡航邦人の皆様におかれては、これらの措置に従うとともに、感染予防や拡大防止に努めてください。また、国際線フライトが大幅に減便・運休されていますので、観光等で一時的に滞在中の方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、フライト情報をこまめに確認し、早めの出国をご検討ください。

また、新型コロナウイルスの影響により、滞在期間内に豪州から出国が出来ない方は、査証の延長申請を行ってください。延長申請を行わない場合、不法滞在となってしまう可能性がございますので、ご注意ください。

### 【トピックス情報（新型コロナウイルス）】

○日本国外務省は、オーストラリアに対し感染症危険情報をレベル3に引き上げ、渡航中止を勧告しました。

○4月1日時点では、4月に通常運航している日本への直行便は全日本空輸(ANA)の羽田・シドニー線(週7便)のみです。※常に最新情報を航空会社にご確認ください。

○当館によくある質問の一つにトランジットの質問があります。一部の州が入州規制をかけておりますが、豪国内の空港から出発し、別の豪国内の空港で乗り継ぎを行い日本等の第三国へ向かう場合は乗り継ぎ可能です。

○日本語で対応可能な旅行会社リストは以下のサイトをご参照ください。

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/consul/0330nihonngotaio.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/0330nihonngotaio.pdf)

○新型コロナウイルスに感染した場合、熱、咳、喉の痛み、倦怠感、息苦しさといった症状が現れます。症状が見られる場合には、事前に電話した上で、医師の診察を至急受けてくだ

さい。緊急の場合は「000」に電話してください。ご心配な方は、豪州政府のコロナウイルス健康情報ホットライン「1800-020-080」（24時間対応）に電話し、相談してください。

○豪州政府は、1.5m以上の距離をとるなどといった社会的距離をとる措置を遵守することを強く促しています。

○食料品等の必需品の買い物、医師の診察や人道上の理由がある場合、運動、通勤・通学（自宅でできない場合）等の場合を除き、自宅で待機することが強く求められています。

○現時点での主要な制限措置は以下のとおりです。最新情報の入手に努めてください。

●屋外・屋内含め、家族以外との集会は2人に制限（葬儀は10人、結婚式は5人まで）。各州・地域が法律による義務化の有無を選択。

●高齢者ケア施設への訪問を厳格に制限、遠隔地の先住民コミュニティへの立ち入りを制限

●レストラン・カフェ（持ち帰りを除く）、ジム、パブ、映画館、劇場、遊園地、娯楽施設、美容サービス施設、美術館、博物館、図書館等の社会的な集會に係る場所を制限

●プレイグラウンド、スケートボード場等の屋外施設の閉鎖

○豪州政府は、必要不可欠でない国内旅行（日常生活で行わないような、長距離移動を伴う他の州への旅行など）を中止するよう呼びかけました。また、一部の州は独自の入州制限を実施しています。

○豪州人と永住者、その配偶者、法定後見人及び扶養者を含む直近の家族以外の者を適用除外として、豪州への入国禁止措置がとられています。

○海外から豪州への全ての渡航者については、14日間の自己隔離措置が義務付けられています。到着空港の所在地にある指定された宿泊施設での強制的な自己隔離が義務付けられました。自己隔離措置の違反者は、各州法等により罰せられます。

○法令に基づき、豪州人及び永住者について海外渡航禁止（海外居住者等一部例外を除く）措置がとられました。

○査証の延長申請について、豪内務省が、日本語の案内ページを作成しましたのでご参照ください。

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-subsite/files/COVID19-all-visa-holders-japanese.pdf>

（参考）FAQ（よくある質問）：フライト、空港乗り継ぎ、豪州ビザ延長等

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

## （2）日本年金機構に提出する在留証明書の取り扱いについて

日本年金機構は、年金を受けている皆様への新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について、以下のとおり発表しております。

以下（●）に該当する場合、当面の間、在留証明の提出がなかった場合でも支払いを止めない取扱いとなっておりますので、お知らせいたします。本件取り扱いについては、以下の

ウェブサイトで最新情報を常にご確認ください。

---

(日本年金機構の発表 (抜すい))

●令和2年2月末日以降に提出期限がある以下の届書 (2月以降に誕生月がある方の届書) の提出がなかった場合でも、当面の間、年金及び年金生活者支援給付金について、支払いを止めない取扱いとなりましたので、お知らせいたします。

〈対象となる届書〉

現況届

生計維持確認届

障害状態確認届

○日本年金機構ウェブサイト

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200313.html>

---

### (3) 領事窓口業務の一時的変更のお知らせ

当館は引き続き開館していますが、当地における新型コロナウイルスの感染拡大を受け、3月27日(金)から当面の間、当館領事窓口業務を9時30分～12時00分(午前のみ)に変更いたします。電話でのご案内は今までとおりに行います。

また、当館は限られた人員での対応となりますので、待合室内での混雑や感染を回避するためにも、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館いただきますようお願い申し上げます。

人命に関わる緊急の事情がある場合には、いつでもお電話でご相談ください(電話番号:02-9250-1000, 24時間対応)。

標準処理期間は以下のとおりとなります。

○パスポート:申請後, 7営業日後に交付(例:月曜申請→翌週水曜交付)

○査証:申請から交付まで5営業日(例:月曜申請→金曜交付)

○証明:原則即日(内容・状況により即日対応できない場合があります。)

なお、出生届や婚姻届などの戸籍届出は郵送による届出が可能です。当館への書類の送付に当たっては、メールにて送付し事前に内容の確認を受けたものをご郵送ください(大データ小分け、メール後TELなど願います)

○戸籍送付先アドレス:cgryoji@sy.mofa.go.jp

### (4) 領事手数料の改定お知らせ(4月1日から)

4月1日以降に申請された場合の領事手数料が、以下のとおり改定となりますので、ご承知おき願います。

〈旅券関係〉

- 1 一般旅券(10年旅券) \$208  
(5年旅券・12歳以上) \$143  
(5年旅券・12歳未満) \$78
- 2 記載事項変更 \$78
- 3 査証欄増補 \$32
- 4 帰国のための渡航書 \$32

<証明関係>

- 1 在留証明 \$16
- 2 署名証明 \$22
- 3 出生、婚姻等証明 \$16

### 3 犯罪対策（新型コロナウイルス関連詐欺）

最近、当地警察から、コロナウイルス感染者の広がりを受けて、これに関連する詐欺が横行しているとの警告がなされております。そこで、今月号では、これら詐欺の具体的事例をご紹介します。

#### 【例1：WHOを騙ったフィッシング詐欺】

WHO（世界保健機関）を名乗るアカウントから「以下のリンクから自分のアカウントを作成すれば、新型コロナウイルスに関する最新情報をいち早く提供する」とのメールが来たことから、これに従って、リンク先のサイトからクレジットカード番号などを含む自分の個人情報を入力した。

#### 【例2：ウイルス治療薬を謳うオンラインショッピング詐欺】

Amazonにおいて、「新型コロナウイルスに対する効果実証済み」とされた高額な錠剤を販売するショップを見つけ、これを購入した。

#### 【例3：製薬会社への出資を促す投資詐欺】

当地大手A証券の営業を名乗る男性から、「極秘情報だが、当地のB製薬会社に勤める社員Cが新型コロナウイルスの治療薬を開発した。私はCを引き抜き、新たに製薬会社を立ち上げる予定であるが、資本金が足りず困っている。出資金を出して私と共同経営しないか」との話を持ち掛けられ、男性に高額の出資金を支払った。

いずれの事例においても、政府機関や大手企業の名前を出すことによって相手に信頼感を与えており、警察はこうしたケースに引っかけられないよう警鐘を鳴らしております。

その他、警察から、新型コロナウイルス関連詐欺に騙されないために心得るべき事項について、以下のアドバイスがなされておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

- 保健省やWHOのサイトから新型コロナウイルスの最新情報を入手する。
- オンラインショッピングを行う場合において、国際送金やビットコインでの支払いなど通常と異なる支払い方法を求めてきた場合、詐欺である可能性が非常に高い。
- 現在、新型コロナウイルスのワクチンや治療法はなく、これらに関するもうけ話はまず詐欺を疑ってかかること。
- 投資を促すものは即決を求めるものが多いが、決して即決せず、相手の氏名や会社などについて調査を行う。
- メールの添付ファイルを不用意に開いたり、リンク先をクリックしたりしない。
- 安易に寄付をせず、寄付先の調査を行う。特に慈善団体または非営利団体に寄付する場合は、慈善団体登録がなされているかを確認する。
- 万一被害に遭った場合、すぐに「131-444（緊急時以外の警察通報ダイヤル）」に電話し、警察に被害を届ける。

※スキャム・ウォッチ（新型コロナウイルス関連詐欺を含む最新手口の紹介）

<https://www.scamwatch.gov.au/>

※オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター（新型コロナウイルス関連詐欺を含むサイバー・スペース上での手口紹介・被害報告）

<https://www.cyber.gov.au/>

また、新型コロナウイルス関連以外でも、ここ1ヶ月以内に、「ロマンス詐欺」や「投資詐欺」の被害に関する相談が当館に寄せられております。これらの詐欺については過去のメールマガジンにおいて概要や防衛策をまとめているほか、詐欺に関する当館作成資料などを以下にご紹介いたしますので、ご参考にいただければ幸いです。

※「ロマンス詐欺」「投資詐欺」について（メールマガジン第182号）

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/mail-mag/mail-mag182.pdf>

※NSW州における犯罪情勢と詐欺対策（邦人安全連絡協議会席上資料）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life\\_and\\_safety/safety\\_information/20200128\\_anken\\_yogikai.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/safety_information/20200128_anken_yogikai.pdf)

#### 4 日本文化関連情報【中止・一時閉鎖】

先月の総領事館メルマガでご案内した以下の行事は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止または一時閉鎖されています。

- (1) 『Wagashi: Nature And Tradition In Sweets』 Talk & Demonstration【中止】

日時：4月17日（金）

詳細：<https://jpf.org.au/events/wagashi-nature-and-tradition-in-sweets/>

（2）『Seikatsu Kogei: Objects for Intentional Living』展（工芸）【一時閉鎖中】

日時：5月23日（土）まで

詳細：<https://jpf.org.au/events/seikatsu-kogei/>

5 休館日のお知らせ（4・5月）

土日及び以下の日は休館いたします。

【4月】10日（金） グッド・フライデー

13日（月） イースター・マンデー

【5月】休館日はございません。

\*\*\*\*\*

在シドニー日本国総領事館

Level 12、10'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: [http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

[japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/life\\_and\\_safety\\_mailimag.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html)